

手数料：17,000円

様式第1号の5(第3条の4関係)

掘削施設等変更許可申請書（記載例）

申請日を記載して下さい→令和●年●月●日

宮城県知事 ● ● ● ● 殿

住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

既に掘削等の許可を受けた者の住所・氏名を記載してください

下記のとおり掘削施設等を変更したいので、温泉法第7条の2第1項の規定により申請します。

記

掘削等の許可の別	「温泉掘削・増掘・動力の装置」のいずれかを記載してください		
源泉の名称	●●の湯 →増掘又は動力の装置の許可を受けた場合は、温泉ゆう出地取得届で既に届け出た名称を記載してください。掘削工事前の場合は、空欄で構いません。		
掘削地の地番	栗原市築館●● →既に発行された許可指令書のとおり記載	地目	宅地
温泉掘削等の許可年月日及び番号	掘削	令和●年●月●日 宮城県(薬)指令第●●●●号	
	増掘	年 月 日 宮城県()指令第 号	
	動力	年 月 日 宮城県()指令第 号	
変更事項	変更前	変更後	
①掘削の施工方法 ②泥水ポンプ位置	①ロータリー式掘削法 ②別添1のとおり	①超音波式掘削法 ②別添2のとおり	
変更の理由	可燃性天然ガス発生により、現在の掘削方法では爆発の危険があるため。		
着手予定年月日	令和●年●月●日		
完了予定年月日	令和●年●月●日		

(注)次に掲げる図書を添付すること。

- 1 変更に係る設備の配置図（←変更の前後が分かる図面としてください）及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程
- 4 法人にあっては、登記事項証明

参考様式

温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面（作成例）

事業名	温泉株式会社 新源泉掘削工事		
申請者名	温泉株式会社	代表取締役	栗原 波平
掘削事業者名	仙台ボーリング株式会社		
掘削箇所住所	栗原市築館●●		

技 術 基 準 の 内 容	技術基準適合状況			
	技術基準適合・不適合	状 況	備 考	
1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削				
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>				
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適合：8 m以上 不適合：8 m未満	最低距離： 8 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数：2箇所 掲示場所：掘削やぐら内外	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>				
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限方法：トラロープバリケード・立入禁止の表示 掘削口から柵等までの距離： 8 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	設置場所：掘削やぐら設備内に常備	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量：5 備付場所：やぐら内・ガスボンベ付近・発電機付近	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(5) 噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>				
噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	方式の別： ラム型 アニュラ型 最高使用圧力：(35 MPa)	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(6) 警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>				
検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	検知器の設置場所：掘削口の直上	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となった場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動		
(7) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>				
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>				
ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9) 点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>				
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：掘削現場内控え室 仙台ボーリング株式会社	
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(10) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>				
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：掘削現場内控え室	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
(11) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		

技 術 基 準 の 内 容	技術基準適合状況			
	技術基準適合・不適合	状 況	備 考	
2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削				
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>				
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適合：3 m以上 不適合：3 m未満	最低距離： 3 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：ケーシング溶接または溶断の際	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数：2箇所 掲示場所：掘削やぐら内外	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>				
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限方法：トラロープバリケード・立入禁止の表示 掘削口から柵等までの距離： 3 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない		
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量：5 備付場所：やぐら内・ガスボンベ付近・発電機付近	
(5) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>				
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
(6) 記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>				
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：掘削現場内控え室 仙台ボーリング株式会社	
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(7) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>				
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：掘削現場内控え室	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
(8) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		